

- わが国がデフレ脱却を確実にし、持続的な経済成長を実現するためには成長戦略の実行が不可欠であり、その担い手は民間である。規制・制度改革は、生産性向上のもっとも有効な手段の一つであり、政府は、地方創生に向け、イノベーションや新市場創出につながる規制・制度改革を一層促進すべきである。
- 本意見書は、ヒアリングに基づく生の声であり、政府においては、意欲ある中小企業と地域の挑戦の足かせとなっている規制について、ひとつひとつ検討して早期に答えを出し、ビジネス環境の整備と地方創生を強力に後押しされたい。また、既存の特區等で認められている特例措置については、事業者の声を十分に聴取し、全国の希望する地域に適用を拡大すべきである。さらに、種類が増えて意義づけがわかりづらいものになっている既存の特區制度について、改めて定義を明確にし、使いやすいものにする必要がある。
- 日本商工会議所は、今後も、中小企業や地域の声を収集し、規制・制度改革について意見を申し述べるとともに、中小企業の成長と地方創生、日本経済発展のために尽力していく所存である。

I. 地方創生

㉔: H25意見に掲載した項目

㉕: H26意見に掲載した項目

1. 観光産業の振興

(1) 観光資源の開発・活用

- ① 国家戦略特区内で認められている古民家等を活用した宿泊施設に対する旅館業法の特例措置について、その適用除外となる対象を広げるとともに、全国の希望する地域に拡大すること【㉕】
- ② まちなかの賑わい創出やまち歩き観光を推進するため、道路占用許可の特例制度(道路にオープンカフェ等を設置)を全国へ適用拡大すること
- ③ 観光資源として水辺空間を有効活用するため、河川占用許可期間(現行3年→10年)を延長すること
- ④ 「不定期航路事業」における船舶の運航について、「届出」で運航可能な日数の拡大、事前届出期間の短縮、および届出の簡素化を行うこと
- ⑤ 外国籍の船舶による国内の港間の旅客輸送に対する運航制限を、観光クルーズ船に限って緩和すること
- ⑥ 大阪城公園を国際観光拠点にするため、特別史跡の現状変更行為の許可権限について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること【㉕㉖】

(2) 観光業の担い手確保

- ① 構造改革特区内で認められている、「旅行業務取扱管理者」が他の業種との兼任でも「地域限定旅行業」に登録できる特例措置について、全国の希望する地域に適用拡大すること
- ② 総合特区内で認められている通訳案内士以外の者による有償ガイドである「特例ガイド」を全国へ適用拡大すること【㉕】
- ③ 訪日外国人旅行者の急増に対応するため、道路運送法における貸切バスの営業区域規制を緩和すること

2. 強い農林水産業づくり

- ① 水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること【㉕】
- ② 農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること【㉕㉖】
- ③ 農業の規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること【㉕㉖】
- ④ 林業再生の障害となる山林の所有・利用に関する制度を抜本的に見直すこと

3. 地域の安心・安全を支える基盤づくり

- ① 市街地再開発事業における建築物の階数の条件(3階以上)について、都市規模等に応じて緩和すること
- ② 民間の経営ノウハウを活用するため、特別養護老人ホームについて多様な事業主体の参入を認めること
- ③ 患者が“かかりつけ医”などを選びやすくするため、医療機関の情報公開に関する広告を自由化すること【㉕㉖】
- ④ 関西イノベーション国際戦略総合特区内における臨床訓練制度の修練期間(現行最大2年間)を4年間に延長すること【㉕】
- ⑤ 環境に優しいスマートホーム・スマートシティづくりを推進するため、スマートメーターから分電盤までの電線で2MHzから30MHzの周波数帯の使用を認めること【㉕】
- ⑥ 老朽化したビル等の建て替え等を推進するため、「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業における届出日を、工事着工の60日前から30日前に早めること
- ⑦ 地域における環境変化に柔軟に対応するため、鳥獣保護区の存続期間を「20年以内」から「5年以内」に早めること

4. 対日投資の促進

- ① 外国とのビジネス環境のイールドギャップを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること
- ② 日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること
- ③ 外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格要件における実務経験の短縮化等を図ること
- ④ 外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること

II. 中小企業の活力強化

1. 創業・起業・ベンチャーの支援

- ① 円滑な事業承継を推進するため、飲食店を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続きを簡素化すること
- ② 地方における創業の促進を図るため、開業手続きに関するワンストップセンターを全国に設置すること
- ③ 経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること【㉕㉖】
- ④ 需要の拡大が見込まれる急病人等搬送サービスについて、使用する車両を緊急自動車として認めること【㉕】
- ⑤ 医療機器等における「条件・期限付き承認制度」を創設すること
- ⑥ 希少疾病の臨床試験における薬効性確認の期間を短縮すること
- ⑦ 中小企業のキャッシュフローを考慮し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の手数料について柔軟な支払いを認めること
- ⑧ 車椅子のまま乗車・運転できる「車椅子専用トライク」を実用化するため、「側車付き二輪自動車」の保安基準から不要な基準を外すこと

2. サービス業の生産性向上

- ① 多様な理・美容ニーズに応えるため「理・美容車」の許可基準のガイドラインを国が作成すること
- ② 不動産の販路拡大や都市部から地方への移住を推進するため、不動産取引における「インターネットを活用した重要事項説明」を早期に実現すること
- ③ タクシー業の生産性向上と利用者の利便性向上のため、営業区域外まで旅客を運送したタクシーの帰路について、行き先が営業区域と同一方面であれば運送を認めること

3. 雇用促進と労働力不足対策

- ① 若年層の雇用拡大等を図るため、自動車教習指導員と技能検定員の受験資格の年齢要件を緩和すること
- ② タン等の運転手不足解消のため、第二種自動車免許の受験資格の要件(現行21歳以上で免許取得3年以上)を緩和すること
- ③ 医療・介護の現場での人手不足を解消するため、看護師、介護福祉士試験の外国人合格率向上を図ること【㉕】
- ④ 介護分野や観光分野における人材不足に対応するため、外国人技能実習制度における対象職種を追加すること
- ⑤ 建設現場における専任技術者の設置基準を見直すこと
- ⑥ 建設業の受注拡大を図るため、「1級施工管理技士」の受検資格の実務経験年数要件を短縮化すること

4. 知的財産権の活用

- ① 知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請手続きを簡素化すること
- ② 中小企業の知財活用を推進するため、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、要件の緩和と対象の拡大を図ること
- ③ 意匠および商標について、中小企業であれば早期審査の対象にすること
- ④ 模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること
- ⑤ 特許庁の審査部門を大阪に設置すること

III. 規制・制度改革の推進

1. 複雑化した特區制度等の位置づけ・内容の整理・体系化

- 複雑になっている特區制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること

2. PDCAサイクルの導入

- 許認可等の規制について、定期的・自発的に見直しを行う仕組み(PDCA)を導入すること

3. 地方公共団体における複式簿記による会計制度の導入

- 地方公共団体における発生主義・複式簿記による会計制度の導入を徹底すること

4. 「地方版規制改革会議」の早期設置

- 都道府県等による規制・制度について、民間からの提案を受け付け、不断に見直しを行う「地方版規制改革会議」を早期に設置すること